

中部地区医師会立ぐしかわ看護専門学校学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本校は、看護師を志望する者に基礎的な知識、技術、態度を習得させ、豊かな教養と人格を備えた地域の保健医療福祉活動に貢献し得る看護の実践者を育成する。

(名称)

第2条 本校は中部地区医師会立ぐしかわ看護専門学校と称する。

(位置)

第3条 本校の位置は、沖縄県うるま市字昆布長尾原1832-1に置く。

(自己点検・自己評価)

第4条 本校は、教育の一層の充実を図り、教育の目的及び社会的使命を達成するため、教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、自己点検・自己評価規程に定める。

第2章 課程・学科・修業年限・定員・学期及び休業日

(課程・学科・修業年限・定員)

第5条 本校の課程、学科、修業年限及び定員は、次のとおりとする。

課程・学科	修業年限	入学定員	総定員	学級数
医療専門課程 3年課程(全日制) 看護学科	3年	80名	240名	1学年80名 (1クラス40名) (2クラス40名) (3学年で6クラス)

(在学年数)

第6条 学生は、6年を越えて在学できない。

2 第15条により転入学した者は、入学後の在学すべき年数の2倍を越えて在学することはできない。

(学年)

第7条 学年は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日より9月30日まで

後期 10月1日より翌年3月31日まで

(休業日)

第9条 本校の休業日は次のとおりとする。

1) 土曜日・日曜日

2) 国民の祝日

- 3) 沖縄県慰霊の日 (6月23日)
- 4) 開校記念日 (5月2日)
- 5) 次に掲げる夏季・冬季・春季休暇

休業	期間
夏季休暇	5週間
冬季休暇	2週間
春季休暇	2週間

2 前項の規定にかかわらず、学校長が特に必要と認めるときは、臨時に休業日を定め、又は休業日においても臨時に授業を行うことができる。

第3章 入学・転入学・休学・復学・退学

(入学の時期)

第10条 本校の入学時期は毎年4月とする。

(入学資格)

第11条 本校に入学できる者は、次の各号に該当する者とする。

- 1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- 2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 5) 文部科学大臣の指定した者
- 6) 高等学校卒業程度認定試験に合格した者 (大学入学資格検定に合格した者を含む)

(入学志願手続き)

第12条 本校に入学を志願する者 (以下「入学志願者」とする) は、所定の期日までに、入学検定料を添えて次の書類を学校長に提出しなければならない。

- 1) 入学願書 (第1号様式)
- 2) 高等学校又は中等教育学校の卒業証明書又は卒業証書の写し若しくは卒業見込証明書
- 3) 高等学校卒業程度認定試験合格証書の写し又は合格証明書 (大学入学資格検定合格証書又は合格証明書)
- 4) 成績証明書
- 5) その他学校長が必要と認める書類

(入学試験)

第13条 学校長は、入学志願者に対して、一般入学試験、推薦入学試験及び社会人推薦入学試験を行い、その成績により選考するものとする。

- 2 入学試験は、筆記試験及び面接試験とする。
- 3 入学試験及び選考に関し必要なことは入学試験に関する規程に定める

(入学手続き及び許可)

第14条 前条の入学試験に合格した者は、保証人2名と連署の上誓約書(第2号様式)及びその他所定の書類を指定する期日までに提出すると共に入学金を納入しなければならない。

2 学校長は、前項の手続きを終えた者に対して入学を許可する。ただし、不正な手段により許可を受けた者については、入学許可の取り消しができる。

(転入)

第15条 本校に転入学を希望する者は、転入学願(第3号様式)及び必要書類を添えて申請しなければならない。但し、学年に欠員があり、かつ前校における教育進行状況が本校と同等以上である場合に限り許可することができる。

2 前項の規定により転入学が許可された者の既に修得した授業科目、単位数及び時間数の取り扱い並びに年次・在学すべき年数については、教育会議の議を経て、学校長が認定する。

3 転入学の時期は、前期開始時(4月)、後期開始時(10月)とする。

(転学)

第16条 学生が転学しようとするときは、保証人連署による転学願(第4号様式)にその理由を記載して提出し、学校長の許可を受けなければならない。

(休学)

第17条 学生が傷病その他やむを得ない事由により、3ヶ月以上修学することができない場合は、保証人連署による休学願(第5号様式)に理由を記載して提出し、学校長の許可を得なければならない。但し、その理由が傷病である場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

2 学生が傷病その他の理由により修学することが適当でないと認められる場合は、学校長は休学を命じることができる。

3 休学の期間は1年以内とする。但し、第1項の許可を得た学生が休学期間の延長を願い出て、学校長が引き続き休学させる必要があると認めたときは、さらに1年以内の休学を許可することができる。

(復学)

第18条 休学中の学生が復学しようとするときは、保証人連署による復学願(第6号様式)を提出し、学校長の許可を得なければならない。但し、休学の理由が傷病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(退学)

第19条 学生は傷病その他やむを得ない理由により退学しようとするときは、保証人連署による退学願(第7号様式)を学校長に提出し、その許可を受けなければならない。

第4章 教育課程及び単位認定

(授業科目、単位数、時間数)

第20条 本校における授業科目、単位数及び授業時間数については別表1のとおりとする。

2 各授業科目の単位は、講義及び演習は15時間から30時間、実験、実技及び実習は30時間から45時間、臨地実習は45時間をもって1単位とする。

(単位の認定及び成績の評価)

第21条 単位は、成績の評価に合格した者に対し、所定の手続を経て学校長が認定する。

- 2 成績の評価は、試験または実習評価に基づき行う。
- 3 評価の時期は、科目終了時とする。
- 4 評価は、優、良、可、不可で表し、優・良・可を合格とする。
- 5 単位の認定及び成績の評価に関し必要なことは履修規程に定める。

(既修得単位の認定)

第22条 学校長は、学生が入学前に大学や短期大学及びその他の学校養成所等において履修した授業科目について修得した単位を、本校の教育内容に相当するものと認められる場合、教育会議の議を経て既修得単位として認定することができる。

(追試験、追実習)

第23条 学校長は、傷病その他やむを得ない事由により評価を受けることができなかつた者に対し、追試験若しくは追実習を受けることを許可することができる。

- 2 追試験、追実習に関し必要な事項は履修規程に定める。

(再試験、再実習)

第24条 学校長は、評価が不可となつた者に対し、再試験若しくは再実習を受けることを許可することができる。

- 2 再試験・再実習に関し必要な事項は履修規程に定める。

第5章 卒業

(卒業の認定)

第25条 学校長は、第21条に定める授業科目の単位の認定を受けた者について、教育会議の議を経て卒業を認定する。

(卒業証書および称号の授与)

第26条 学校長は卒業を認定した者に対して、卒業証書(第8号様式)を授与する。

- 2 学校長は、前条により本校医療専門課程看護学科を修了した者に対して、文部科学大臣告示(平成6年文部省告示第84号)による専門士(医療専門課程)の称号授与書を授与する(第9号様式)。

第6章 賞 罰

(表彰)

第27条 学校長は、他の模範となる者を表彰することができる。

- 2 細部については賞罰に関する規程に定める。

(懲戒)

第28条 学校長は、学則に反し、学生としての本分に著しく反する行為があった学生に対し、学校運営委員会の承認を得て、懲戒することができる。

2 細部については賞罰に関する規程に定める。

第7章 学生納付金

(学生納付金)

第29条 本校の学生納付金は、入学検定料、入学金、授業料及び施設維持費及び実験実習費とし、金額等必要な事項は納付金に関する規程に定める。

第8章 健康管理

(健康管理)

第30条 学校長は、学校保健安全法第6条に基づき、学生に対し年1回以上の健康診断を行う。

2 学生の健康管理に関して必要な事項は健康管理に関する規程に定める。

第9章 教職員組織及び会議

(教職員組織)

第31条 本校に次の職員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| 1) 学校長 | 1人 |
| 2) 副学校長 | 1人 |
| 3) 教務部長 | 1人 |
| 4) 実習調整者 | 1人 |
| 5) 専任教員 | 16人 |
| 6) 事務部長 | 1人 |
| 7) 事務職員 | 4人 |

8) その他必要な職員(校医、スクールカウンセラー、非常勤講師、図書司書、実習指導教員)

2 職員の組織及び職務について必要な事項は組織規程に定める。

(会議)

第32条 学校長は、学校の円滑な運営と教育内容の充実を図るため、学校運営委員会、管理者会議、職員会議、教育会議、実習調整連絡会議、講師会議、その他必要な会議をおく。

2 前項の会議に関する必要な事項は会議規程に定める

第10章 聴講生及び外国人留学生

(聴講生)

第33条 学校長は、医療・福祉関係者が、本校の授業科目の一部を聴講することを願い出た場合は、本校の教育に支障のない範囲において、教育会議の議を経て聴講生として履修を許可することができる。

2 聴講生に関し必要な事項は聴講生規程に定める。

(外国人留学生)

- 第34条 学校長は、外国人で本校に入学を希望する者があるときは、書類選考の上第13条に規定する入学試験を行い、それに基づいて、学校運営委員会の承認を得て、入学を許可することができる。
- 2 外国人留学生に関し必要な事項は外国人留学生規程に定める

第11章 個人情報の取扱い

(個人情報の取扱い)

- 第35条 学校長は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、学生等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するものとする。
- 2 個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項は個人情報の取扱いに関する規程に定める。

第12章 防災・防犯、災害時の対応

(防災・防犯対策等)

- 第36条 学校長並びに教職員は、学生等の安全確保のため災害及び事件・事故に対する必要な措置を講じるものとする。
- 2 防災・防犯対策等に関し必要な事項は、防災・防犯、災害時の対応に関する規程に定める。

第13章 図書室

(図書の整備、図書室の管理・運営)

- 第37条 学校長は、学生の学習を支援するため、図書室を設置し、修学に必要な図書を整備し、適切に管理・運営しなければならない。
- 2 図書室の管理・運営に関し必要な事項は、図書室管理規程に定める。

第14章 施設・設備管理

(施設・設備の管理)

- 第38条 学校長は、円滑で安全な教育活動が行えるよう、校内の施設・設備等を整備し、適切な管理のために必要な処置を講じなければならない。
- 2 施設・設備の管理に関し必要な事項は施設設備等管理規程、看護実習室管理規程に定める。

附則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成28年10月1日から施行し、第6章27条については平成26年4月1日から適用する。

第1号様式～第4号様式 省略

第5号様式 (第17条関係)

第5号様式

休学願

年 月 日

中部地区医師会立

ぐしかわ看護専門学校 学校長 殿

(学生)

学 年 年

学籍番号

住 所

氏 名

印

(保証人)

住 所

氏 名

印

下記のとおり、休学を希望しますので、ご許可いただきますようお願いいたします。

記

1. 期 間 : 年 月 日 ~ 年 月 日

2. 理 由 :

* 診断書など所定の必要書類を添付すること。

第6号様式

復学願

年 月 日

中部地区医師会立

ぐしかわ看護専門学校 学校長 殿

(学生)

学 年 年

学籍番号

住 所

氏 名

印

(保証人)

住 所

氏 名

印

下記のとおり、復学を希望しますので、ご許可いただきますようお願いいたします。

記

1. 復学年月日 : 年 月 日

2. 理 由 :

* 診断書など所定の必要書類を添付すること。

第7号様式

退 学 願

年 月 日

中部地区医師会立

ぐしかわ看護専門学校 学校長 殿

(学生)

学 年 年

学籍番号

住 所

氏 名

印

(保証人)

住 所

氏 名

印

下記のとおり、休学を希望しますので、ご許可いただきますようお願いいたします。

記

1. 退学年月日 : 年 月 日から

2. 理 由 :
